

訂正箇所	誤	正
P11 小機能、口機能に対する口管強	●小機能、口機能に対する口管強（口腔機能管理 ※P● ）	●小機能、口機能に対する口管強（口腔機能管理 ※P13 ）
P14 2行目	掲示事項をウェブサイトに掲載する（2025年3月末まで経過措置）	掲示事項をウェブサイトに掲載する（2025年5月末まで経過措置）
P15 (7)2行目 (P150 解説2も同様)	歯内療法は1歯単位で、支台築造、失 PZ, imp, BT, 技術料, 装着料, 装着材料料は2歯分で算定し、補管およびチタン冠の材料料は1歯分で算定する。	歯内療法は1歯単位で、支台築造、失 PZ, imp, BT は2歯分で算定し、補管およびチタン冠の製作技術料, 材料料, 装着料, 装着材料料は1歯分で算定する。
P16 (9)一覧表 ブリッジの欄	支台歯の前歯部がレジン前装 MC	(欄を全て削除)
	上記以外の6歯以上	6歯以上
P46 5行目	【口腔管理体制強化加算の施設基準（改定前：か強診）アミかけは追加、下線は】	【口腔管理体制強化加算の施設基準（改定前：か強診）アミかけは追加、下線は変更点】（届出様式 P210, 211～213）
P46 下から2行目	(前略) 施設基準 (P185, <u>192</u> 参照)	(前略) 施設基準 (P185, 193 参照)
P63 歯科特定疾患療養管理料の解説 1	(前略) 施設基準 (P185, <u>192</u> 参照)	(前略) 施設基準 (P185, 193 参照)
P106 処方箋料解3	一般名処方加算に施設基準が設けられた (P204、P235 参照)	一般名処方加算に施設基準が設けられた (P205、P235 参照)
P135 算定例3行目	口腔管理強化体制加算	口腔管理体制強化加算
P153 2. エンドクラウン(2)解説	下顎大臼歯に対して歯内療法と歯根分割搔把を行った後の装着には適応できない	下顎大臼歯に対して歯内療法と歯根分割搔把を行った場合であっても適応できない
P171 資料目次 20行目	記載漏れ	◇在宅医療情報連携加算及び在宅歯科医療情報連携加算の施設基準に係る届出書添付書類 219
P173 解説 12.	・歯科外来診療医療安全対策加算 1・2 ・歯科外来診療感染対策加算 <u>1</u> ・2・ <u>3</u> ・4	・(削除) ・歯科外来診療感染対策加算 2・4
P175 42行目	初診料(歯科)の注 16 および再診料(歯科)の注 12 に掲げる基準 (歯情報通信第号)	(下線追加) 初診料(歯科)の注 16 および再診料(歯科)の注 12 に掲げる基準 (歯情報通信第号)
P197 29行目	記載漏れ	(在宅 DX 追加) 在宅医療 DX 推進体制整備加算 (在宅 DX) 第号
P140 クラウン・ブリッジ維持管理料の解説	(前略) 補管を算定した歯冠補綴物については引き続き補管対象となる。	(前略) 補管を算定した歯冠補綴物については引き続き補管対象となる。 なお、補管未届け医療機関が前述の歯冠補綴物を製作した場合には、所定点数の 70/100 ではなく 100/100 で算定できるようになった。
P142 9-4 う蝕歯インレー修復形成 解説 1.	1. CAD/CAM インレーの <u>k p</u> への加算点数	1. CAD/CAM インレーのう蝕歯インレー修復形成 (修形) への加算点数
P173 16. 2行目	歯科外来診療医療安全対策加算の解説 (32 ページ参照) に記載されている公益財団法人日本医療評価機構が行う、	歯科外来診療医療安全対策加算の解説 (32 ページ参照) に記載されている公益財団法人日本医療機能評価機構が行う、